

部品・材料における環境管理物質 管理規定
(SS-00259 第 22 版 一般公開版)

SONY

(注意)

本書にかかる著作権をはじめとする権利は、ソニーグループ株式会社に帰属します。

本書はソニー技術標準 SS-00259 第 22 版の一般公開版です。

Copyright 2024 Sony Group Corp.

ALL RIGHTS RESERVED

No part of this document may be reproduced or transmitted in any form or by any means, electronic or mechanical, including photocopying, recording or by any information storage and retrieval system, without the prior written permission of Sony Group Corporation.

目 次

1. 目的	4
2. 適用範囲	4
2.1 部品・材料への適用範囲	4
2.2 製品への適用範囲	4
3. 用語の定義	5
4. 環境管理物質の管理基準	7
4.1 環境管理物質	7
4.2 包装部品・材料に関する追加事項	10
4.3 分析に関する事項	13
5. 環境中期目標に従った化学物質の代替化	15
5.1 ポリ塩化ビニル (PVC)	15
5.2 臭素系難燃剤 (BFR)	16
附属文書	17

1. 目的

この技術標準は、ソニーグループのエレクトロニクス製品を構成する部品・デバイス等に含有される環境管理物質について、使用を禁止する物質、全廃をめざす物質および適用除外項目を明確にすることにより、ソニーグループのエレクトロニクス製品への混入を防ぎ、法令遵守、地球環境保全および生態系に対する影響を軽減することを目的とする。

2. 適用範囲

2.1 部品・材料への適用範囲

ソニーグループおよびソニーグループが設計・製造を委託した者が調達する部品、材料、その他の物品を対象とする。これらは、この技術標準に定める閾値レベルを満たすことを必要とする。

対象部品・材料等

- ・ 半製品（機能ユニット、モジュール、ボード Assy 等の組立部品等）
- ・ 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア）
- ・ ねじ
- ・ アクセサリー（リモートコマンダー、マウス、AC アダプター等、機器を使用するための付属品）
- ・ 製品に使用される副資材（粘着テープ、はんだ材料、接着剤等）の構成材料等
- ・ 印刷物（取扱説明書、保証書、製品・部品に関する追加情報等）
- ・ 補修用部品（出荷済み製品の補修用部品の一部については別途通知書に従い運用する）
- ・ 4.2.1「包装部品・材料の定義」に定義される包装部品・材料
- ・ 電池

2.2 製品への適用範囲

- (1) ソニーグループで設計・製造し、販売、貸与または頒布するソニーグループのエレクトロニクス製品
- (2) ソニーグループがソニーグループ外の者に設計・製造を委託し、ソニーグループの商標を付して販売、貸与または頒布するソニーグループのエレクトロニクス製品
- (3) ソニーグループがソニーグループ外の者から設計・製造の委託を受けたエレクトロニクス製品
(ただし、ソニーグループ外の者から指定された部品・材料は除く)

尚、この技術標準において明示的に規定されていない物質あるいはその用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止または制限されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

3. 用語の定義

この技術標準では、以下のように用語を定義する。

(1) 環境管理物質

部品・デバイス等に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つとソニーグループが判断した物質。

(2) 管理水準

以下の 3 種類の管理水準と適用除外で管理をする。

(a) レベル 1

物質とその用途について部品・材料に使用することを禁止するもの。

(b) レベル 2

表に定める期日の到来をもって「レベル 1」にするもの。

(c) レベル 3

物質とその用途について使用状況の把握を行うもの。

(d) 適用除外

法規制除外項目等を考慮し、レベル 1～3 の対象から除くもの。必要に応じて物質とその用途について使用状況の把握を行う。

(3) 含有

物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、移行または付着などにより、製品を構成する部品・デバイスまたはそれらに使用される材料に残存すること。

加工や物流プロセスにおいて意図せず製品に混入、移行または付着などにより残存する場合も含有として扱う。

(4) 意図的添加

特定の特性、外観、性質、属性または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入または付着により、製品を構成する部品・デバイスまたはそれらに使用される材料に物質が残存すること。

(5) 均質材料

全体が均一構成になっている単一の材料または機械的な行為（ネジ外し、切断、押しつぶし、破砕、研磨加工等）により異なる材料に解体若しくは分離できない複数の材料で構成される材料。

(6) 材料

製品または部品中の物質または混合物。

(7) 部品

完成品（化学品及び／または部品を組み合わせた、加工したりして製造した最終の成形品）に至るまでの成形品。

例：パソコンのキーボード、電話機用受話器、電動ドリル用モーター

(8) 成形品（アーティクル）

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけている物体。

例：キーボードの 1 つのキー、電話機用樹脂製ケース、モーター用銅材

(9) 製品

組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品及び完成品。

(10) 対象

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される要素（部品、材料、用途、処理等）。

(11) 閾値レベル

それぞれの「管理水準」で、管理が要求される条件または濃度限界値。

* 当該濃度限界値以上を対象とする。

* 「閾値レベル」に、例えば「意図的添加」と「数値」といった複数の閾値レベルが示されている場合は何れも満たす必要がある。

(12) 納入禁止日

部品・材料のソニーグループへの納入を禁止する日。

(13) 電池

化学エネルギーを直接に変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり、単一または複数の一次電池セル（再充電不可）、あるいは、単一または複数の二次電池セル（再充電可能）により構成されたもの。ボタン形電池を含む。

(14) ボタン形電池

直径が高さよりも長い、小型で円形の携帯型電池。補聴器、腕時計、小型携帯機器、バックアップ用電源等特別な目的のために使われる。

(15) 電池パック

複数の電池が接続されるか、あるいはエンドユーザーにより分解することを意図されない完全な単体ユニットの形で外部ケーシングの中に収納されているもの。

4. 環境管理物質の管理基準

4.1 環境管理物質

この技術標準で対象としている環境管理物質名一覧を表 4.1 に、環境管理物質の詳細を附属文書 A に示す。環境管理物質のうち EU REACH 規則 認可候補物質（高懸念物質/SVHC；以下認可候補物質）は附属文書 B、皮革/繊維製品の環境管理物質の詳細は附属文書 C、長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物は附属文書 D、TSCA 優先物質は附属文書 E、適用除外項目は附属文書 F に記載する。

表 4.1 の「No.」は特記のない限り附属文書 A の No. を指す。それ以外は、それぞれの附属文書を参照すること。（例えば、B-XX は附属文書 B の No. XX を指す）

表 4.1 環境管理物質名一覧

管理水準				物質名	No.
レベル			適用除外		
1	2	3			
✓		✓	✓	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	16 , 45 , B-34 , E-b-11
✓		✓	✓	フタル酸ジブチル (DBP)	16 , 72 , B-118 , E-b-3
✓		✓	✓	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	16 , 75 , B-122 , E-b-2
✓		✓	✓	フタル酸ジイソブチル (DIBP) : ジイソブチル=フタラート	16 , 71 , B-117
✓			✓	カドミウム及びカドミウム化合物	4 , C-1 , 4.2 項
✓	✓	✓	✓	鉛及び鉛化合物	10 , C-4 , 4.2 項
✓			✓	水銀及び水銀化合物	11 , 4.2 項
✓				六価クロム化合物	5 , C-2 , 4.2 項
✓				ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	18
✓		✓		ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	19 , B-33
✓		✓		ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	9 , B-3 , E-a-3
✓				ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	20
✓				ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	21
✓				ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)	22
✓		✓		短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCPP)	24 , B-6
✓		✓		トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	44 , B-32 , E-b-20
✓				トリス (1-クロロ-2-プロピル) =ホスファート (TCPP)	51
✓				トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	52
✓				フッ素系温室効果ガス (PFC、SF ₆ 、HFC)	8
✓				オゾン層破壊物質 (ODS)	12
✓				パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及び関連化合物	14 , 15
✓		✓		ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連化合物	30 , 31 , B-12
✓		✓		ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び関連化合物	33 , 34 , B-72 , B-75 , D
✓				三置換有機スズ化合物	25 , B-85 , C-37
✓		✓	✓	ジブチルスズ化合物 (DBT)	6 , B-68 , B-95
✓		✓		ジオクチルスズ化合物 (DOT)	7 , B-16
✓				酸化ベリリウム	48
✓		✓		二塩化コバルト	69 , B-106

管理水準			適用 除外	物質名	No.
レベル					
1	2	3			
✓		✓		三酸化二ヒ素	49 、 B-55
✓		✓		五酸化二ヒ素	47 、 B-49
✓		✓		ニッケル及びニッケル化合物	29
✓		✓		フタル酸ジイソノニル (DINP)	17 、 28
✓		✓		フタル酸ジイソデシル (DIDP)	17 、 27
✓				フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	17
✓		✓		フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	73 、 B-119 、 C-22
✓				アスベスト類	1 、 E-a-4
✓				ホルムアルデヒド	61 、 C-17
✓				一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	2 、 65
✓		✓		2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	60 、 B-76
✓				ジメチル=フマラート (DMF)	66
✓		✓		多環芳香族炭化水素 (PAH)	53 、 54 、 55 、 56 、 57 、 62 、 63 、 64 、 B-64 、 B-67 、 B-81 、 B-86 、 C-6 、 C-7 、 C-8 、 C-9 、 C-10 、 C-11 、 C-12 、 C-13
✓		✓		臭素系難燃剤 (BFR) (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	3 、 5.2 項
		✓		塩素系難燃剤 (CFR) (TCEP、TCPP、TDCPP を除く)	26
		✓		過塩素酸塩	13
		✓		放射性物質	23
		✓		4, 4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A)	70 、 B-112
✓	✓	✓		ハロゲン系難燃剤	35
✓				長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	36
	✓			ウンデカフルオロヘキサン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質	C-34 、 C-35
		✓		デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	74
✓	✓	✓		1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス”™)	32 、 B-13
✓		✓		ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C14 とその塩及び関連物質	37 、 38 、 B-10 、 B-11
✓				ヘキサクロロベンゼン (HCB)	46
✓				ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	50
✓			✓	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	67
✓				2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	68
✓				ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	76
✓	✓	✓		ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	39 、 C-38
✓				ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類	43 、 C-36
✓	✓	✓	✓	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	58 、 B-70
✓				鈹物油	40 、 41 、 42
		✓		フタル酸ジイソオクチル(DIOP)	59
		✓		EU REACH 規則 認可候補物質	附属文書 B
✓	✓			皮革/繊維製品の環境管理物質	附属文書 C

管理水準				物質名	No.
レベル			適用 除外		
1	2	3			
✓				長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	附属文書 D
✓		✓		TSCA 優先物質	附属文書 E
✓		✓		ポリ塩化ビニル (PVC)	5.1 項

4.2 包装部品・材料に関する追加事項

4.2.1 包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品を「入れる」、「保護する」、「取り扱う」、「配送する」、「授与する」のために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料および部品からできた製品を指す。

(注) 「輸送業者または納入業者の管理下であって、ソニーグループ内、またはエンドユーザーから排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装を除く。」

また、「ソニーグループの事業所で廃棄されることが明確である包装も除く。」

表 4.2 包装部品・材料に関する追加事項

重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、水銀）		
4.1 項の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 全ての包装部品・材料 (表 4.2a に具体例を記載) 	包装を構成する各部材・インキ・塗料に対し、合計 100 ppm (0.01 wt%) 以上の重金属（水銀、カドミウム、六価クロム、鉛）の含有
適用除外	輸送業者または部品納入業者が所有する通函、ソニーグループの事業所で廃棄されることが明確である包装	
包装部品・材料については「4.3 分析に関する事項」に従って測定すること		

表 4. 2a 包装部品・材料の識別の具体例

(注) 以下のリストは、参考として「PACKAGING」と「NOT PACKAGING」に分類された製品の例を示す。
ただし、全ての包装部品・材料を網羅しているわけではない。

PACKAGING		
コンシューマおよび業務用製品に用いるもの（ソニーグループのエレクトロニクス製品の輸送に用いられるもの）		
1.	カートン（箱）	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
2.	緩衝材	
3.	保護袋（シート）	発泡プラスチックまたは不織布等
4.	ポリ袋	
5.	封筒	保証書用封筒等
6.	ブリスタパック	
7.	フィルム	液晶ディスプレイの表面等に貼る保護フィルムを含む
8.	クラムシェル	
9.	仕切り/スペーサ	
10.	印刷インキ	包装部品の印刷に用いるもの
11.	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
12.	ステープル	
13.	ラベル	バーコードラベルのようにソニーグループの管理下で包装部品に貼られるもの
14.	ジョイント	カートンジョイント等
15.	バンド	PP バンド等
16.	吊り下げタブ	
17.	把手	把手およびその構成部品
18.	枠	木枠等
19.	シュリンクフィルム	
20.	ボトル	
21.	スリーブ	
22.	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの
23.	スキッド	
24.	スピンドルケース	
NOT PACKAGING		
1.	ケース/袋	CD、DVD、Blu-ray ディスク、MD、テープ、MO デバイス等の保管に使用されるケース、袋
2.	インデックスカード/ ラベル	CD や他の記録メディアに付属するインデックスカード、ラベル等、これらは製品の一部とみなす
3.	キャリングケース/ ポーチ	ヘッドホン、カメラ、WALKMAN®等に付属するもの等、これらは製品の一部とみなす
4.	ラベル	包装部品・材料以外に貼られたもの
5.	ラベル	カーゴラベルやインボイス等第3者によって貼られたもの

デバイス、半導体およびその他部品に用いられるもの		
PACKAGING		
1.	マガジンスティック	IC 等の輸送に用いられるもの
2.	ストッパ	
3.	トレイ	
4.	リール	

物流上用いられるもの		
PACKAGING		
1.	パレット	スリップシートを含む木製、プラスチック製、紙製等でできた One-Way 仕様のもの
2.	木箱	
3.	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用等
4.	木製コンテナ	
5.	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン、緩衝材、粘着テープ等
6.	バンド/紐	PP バンド等
NOT PACKAGING		
1.	船舶および航空コンテナ	船舶輸送用 40 フィートコンテナ、航空コンテナ等

4.3 分析に関する事項

4.3.1 分析対象の物質と用途

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)、ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)、フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)

プラスチック、合成繊維、フィルム、粘着テープ、ゴム、接着剤、塗料、インキは、以下の測定基準 (推奨) に従い測定すること

測定基準 (推奨) :

水銀 : IEC 62321-4

カドミウム、鉛、クロム : IEC62321-5

PBB 類、PBDE 類 : IEC62321-6

六価クロム : IEC62321-7-2

DEHP, DBP, BBP, DIBP : IEC62321-8

ホルムアルデヒド

製品 (スピーカ、ラック等) に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品は以下の基準を満たすこと

閾値レベル (放出濃度) : 下記試験法のいずれかの方法による。

- | | |
|--------------|---|
| (1) チャンバー法 | 気中濃度 12 m ³ 、1 m ³ または 0.0225 m ³ の気密試験槽で 0.1 ppm 以下 (0.124 mg/m ³ 以下) |
| (2) パーフォレータ法 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面処理なしのパーティクルボード 100 g あたり 6.5 mg 以下 (6 ヶ月間の平均値) ・表面処理なしの繊維板 100 g あたり 7.0 mg 以下 (6 ヶ月間の平均値) または <ul style="list-style-type: none"> ・表面処理なしのパーティクルボード、繊維板 100 g あたり 8.0 mg 以下 (ISO12460 に従い 1 回の測定値) |
| (3) デシケータ法 | 平均 0.5 mg/L 以下、最大 0.7 mg/L 以下 (N=2 で平均値、最大値を確認する) |

試験方法

チャンバー法	EN 717-1:2004
パーフォレータ法	ISO12460:2015
デシケータ法	JIS A 5905(Fiberboards)、JIS A 5908(Particleboards)

重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)

包装部品・材料は、以下の測定基準 (推奨) に従い測定すること

- (1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4 元素合計で 100 ppm 未満であることを確認する。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。4 元素合計で 100 ppm 以上の場合、(2) に従う。

測定基準 (推奨) :

水銀 : IEC 62321-4

カドミウム、鉛、クロム : IEC62321-5

- (2) (1) の確認の結果、4 元素合計で 100 ppm 以上の場合、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が 100 ppm 未満であることを確認する。カドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が 100 ppm 未満の場合は、さらに、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。

六価クロムの測定基準 (推奨) :

六価クロム : IEC62321-7-2

4.3.2 参考分析方法

六価クロム化合物
天然皮革部品・材料については、参考として以下の試験方法がある
試験方法（参考） (1) EN ISO 17075:2007 (2) IULTCS/IUC18 (ISO 17075:2007 に一致するもの)
特定アミンを生成するアゾ色素及びアゾ顔料
参考として以下の試験方法がある
試験方法（参考） (1) 繊維・布材料: EN 14362-1:2017; EN 14362-3:2017 (4-アミノアゾベンゼン) (2) 皮革材料: EN ISO 17234-1:2015; EN ISO 17234-2:2011 (4-アミノアゾベンゼン)
EU CMR 物質 (Entry 72)
参考として以下の試験方法がある
試験方法（参考） https://ec.europa.eu/docsroom/documents/32006/attachments/1/translations/en/renditions/native

5. 環境中期目標に従った化学物質の代替化

ソニーグループは、化学物質の有害性と曝露量を考慮したリスク評価の考え方に基づき、収集した用途情報と含有情報からリスクの高い用途を特定して、その用途における使用を全廃していくことを環境中期目標の中で示している。

5.1 ポリ塩化ビニル (PVC)

PVC は、不適切な処分により有害な物質が生じるリスクが指摘されており、PVC の可塑剤、安定剤として使用される物質の一部には、環境面および人体への影響が懸念されているものがある。途上国において有価物を回収するため小型電子機器が集められ、不適切な焼却・埋め立てをされた場合の環境影響も考慮し、下記を対象として PVC の代替化を行なう。

ポリ塩化ビニル (PVC) 及び PVC 混合物		
取引先への具体的な指示については、各対象製品に使用される部品の仕様書等で指示する。		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 非接触 IC カード (FeliCa) の基材 業務用を除く、デジタルカメラ、ビデオカメラ及びポータブルオーディオのキャリングバッグ、キャリングケース及びキャリングポーチの生地及びコーティング剤 アクセサリ、接続コード等を束ねる結束バンド 製品及び製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装部品・材料 (袋、粘着テープ、カートン、ブリスタパック等) (デバイス、半導体およびその他部品に用いられるトレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等を除く) 熱収縮チューブ (電池用を除く) フレキシブルフラットケーブル (FFC) 絶縁板、化粧板及びラベル (電池用を除く) シート、ラミネート (木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネートを含む) 車載機器取付け用吸着盤 	意図的使用
	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年 4 月 1 日以降発売の新規モデルのうち、ソニーグループ CSR・環境・社会貢献ウェブサイト(*)で指定された製品の筐体及び機内配線 (付属品・アクセサリ・業務用途を前提に設計された製品を除く) (品質、技術上の問題が解決されない場合は除く) 	意図的使用
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の全て 	意図的使用
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤 (バインダ) 	
* https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/environment/data/p_replace.html#block2		

5.2 臭素系難燃剤 (BFR)

BFR の中には、人体への影響が懸念されているものや環境中に残留するもの、生体内に蓄積性を持つものがあり、PVC と同様に、不適切な焼却で有害な物質が生じるリスクが指摘されている点も考慮し、下記を対象として BFR の代替化を行なう。

臭素系難燃剤 (BFR)		
取引先への具体的な指示については、各対象製品に使用される部品の仕様書等で指示する。		
管理水準	対象	閾値レベル
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年 4 月 1 日以降発売の新規モデルのうち、ソニーグループ CSR・環境・社会貢献ウェブサイト(**)で指定された製品の主要な基板 (付属品・アクセサリ・業務用途を前提に設計された製品を除く) (品質、技術上の問題が解決されない部品を除く) 	基板の材料中の臭素の含有合計で 0.09 重量%(900 ppm)
	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年 4 月 1 日以降発売の新規モデルのうち、ソニーグループ CSR・環境・社会貢献ウェブサイト(**)で指定された製品の筐体樹脂 (付属品・アクセサリ・業務用途を前提に設計された製品を除く) (品質、技術上の問題が解決されない部品を除く) 	プラスチック材料中の臭素として 0.1 重量%(1000 ppm)
** https://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr_report/environment/data/p_replace.html#block3		

附属文書

- 附属文書 A: 環境管理物質の詳細
- 附属文書 B: EU REACH 規則 認可候補物質
- 附属文書 C: 皮革/繊維製品の環境管理物質の詳細
- 附属文書 D: 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化
化合物
- 附属文書 E: TSCA 優先物質
- 附属文書 F: 適用除外項目
- 附属文書 G: 物質毎の納入禁止時期の変更履歴

附属文書 A 環境管理物質の詳細

「2. 適用範囲」における、部品・材料、製品が対象。

ただし、「対象」に「電池」または具体的な電池の種類（マンガン電池等）の記載がある場合は、その項目を適用する。

「参照法規制」は、2024年3月現在確認した内容であり、改訂版および附属書が有る場合は、それについても参照のこと。

なお、法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新版を参照のこと。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
1	アスベスト類	-	1	全て	意図的添加	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	-	1	織物/皮革製品の部品・材料 (参考分析方法は 4.3 を参照)	仕上がり織物/皮革製品の材料中の生成アミンが 0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
3	臭素系難燃剤 (BFR) (PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	-	3	積層プリント配線基板	基板の材料中の臭素の含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	(Standard) IEC 61249-2-21; (Standard) IPC-4101
			3	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素として 0.1 重量% (1000 ppm)	(Standard) JEDEC JS709
4	カドミウム/カドミウム化合物	-	1	以下を除く全て (包装部品・材料については 4.2 も参照) (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分 	均質材料中のカドミウムの 0.0075 重量% (75 ppm)	[Korea (the Republic of)] Electrical Appliances and Consumer Products Safety Control Act

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
			1	<ul style="list-style-type: none"> マンガン電池（ボタン形電池を除く） アルカリマンガン電池（ボタン形電池を除く） ニッケル水素二次電池（ボタン形電池を除く） 	電池中のカドミウムの 0.001 重量% (10 ppm)	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation)
			1	上記以外の電池	電池中のカドミウムの 0.002 重量% (20 ppm)	[EU] EU Battery Directive 2006/66/EC; [Korea (the Republic of)] Consumer Protection Law
			1	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100 ppm)	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
5	六価クロム化合物	-	1	以下を除く全て（包装部品・材料については 4.2 も参照） (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources;
			1	天然皮革部品・材料（参考分析方法は 4.3.2 を参照）	皮革部分中の乾燥総重量の 0.0003 重量% (3 ppm) の六価クロム	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
6	ジブチルスズ化合物 (DBT)	-	1	全て	部品中のスズの 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
7	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	-	1	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品用の部品・材料 育児製品用の部品・材料 2 液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット) 	部品中のスズの 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
8	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF ₆ , HFC)	-	1	全て	意図的添加	[EU] REGULATION (EU) No 517/2014 on fluorinated greenhouse gases
9	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	-	1	全て	意図的添加または成形品や混合物中の 0.0075 重量% (75 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [EU] Draft Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
10	鉛/鉛化合物	-	1	電池を除く全て（包装部品・材料については 4.2 も参照） （4.3 分析に関する事項を参照）	均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	主として 12 歳以下の子供向けの消費者製品用の部品・材料	製品中の鉛の 0.01 重量% (100 ppm)	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			1	玩具及び子供向け製品の塗料または表面塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量% (90 ppm)	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			1	・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品)の塗料または表面塗装 ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む）のうち、耳に直接接触する部分の塗料または表面塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量% (90 ppm)	[Korea (the Republic of)] Electrical Appliances and Consumer Products Safety Control Act
			1	熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード（プラグ・コネクタも含む）	表面被覆材中の鉛の 0.03 重量% (300 ppm)	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
			1	・携帯電話ケース(携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む）のうち、耳に直接接触する部分	均質材料中の鉛の 0.03 重量% (300 ppm)	[Korea (the Republic of)] Electrical Appliances and Consumer Products Safety Control Act
			1	以下を除く電池	電池中の鉛の 0.01 重量% (100ppm)	[EU] Draft Battery Regulation
			3		電池中の鉛の 0.004 重量% (40 ppm)	[EU] Draft Battery Regulation
			1	・アルカリマンガン電池（ボタン形電池を含む）	電池中の鉛の 0.004 重量% (40 ppm)	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [China] GB24427-2021
			1	・空気亜鉛ボタン電池	電池中の鉛の 0.05 重量% (500 ppm)	[China] GB24427-2021
			2	納入禁止日：2027年6月1日 ・空気亜鉛ボタン電池	電池中の鉛の 0.01 重量% (100ppm)	[EU] Draft Battery Regulation
1	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575			

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
11	水銀/水銀化合物	-	1	電池を除く全て (包装部品・材料については4.2 も参照) (4.3 分析に関する事項を参照)	意図的添加または均質材料中の水銀の0.1重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
			1	電池	意図的添加または電池中の水銀の0.0001重量% (1 ppm)	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [Taiwan (Province of China)] Restrictions on the Manufacture, Import, and Sale of Dry Cell Batteries; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation); [USA New York] Environmental Conservation Law, Battery management and disposal § 27-0719
			1	電池	均質材料中の水銀の0.0005重量% (5 ppm)	[Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
			1	4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の水銀の0.1重量% (1000 ppm)	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
12	オゾン層破壊物質 (ODS) (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他) モントリオール 議定書 附属書 A、B、C、E の 対象物質	-	1	全て	意図的添加	[EU] Regulation on substances that deplete the ozone layer (EC) No. 1005/2009; [Japan] Law concerning the Protection of the Ozone Layer through the Control of Specified Substances and Other Measures; [USA] Clean Air Act; (Treaty) Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer
			1	ODSによる処理が施された部品・材料	ODSによる洗浄加工・発泡加工等の処理	[USA] Clean Air Act Title VI; [USA] Internal Revenue Code Title 26
13	過塩素酸塩	-	3	全て	電池または構成部品中の 6×10^{-7} 重量% (6 ppb)	[USA California] Perchlorate Contamination Prevention Act of 2003 AB 826
14	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩		1	全て	意図的添加またはPFOSとその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% (25 ppb)	[EU] Draft Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
15	PFOS 関連化合物		1	全て	意図的添加または PFOS 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb)	[EU] Draft Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
16	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	-	1	玩具、または育児製品用の部品・材料	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			1	RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			1	イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[Korea (the Republic of)] Electrical Appliances and Consumer Products Safety Control Act
17	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	-	1	子供の口に入る玩具、または育児製品用の部品・材料	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
18	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	-	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources
			1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
19	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	-	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	意図的添加または均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
			1	RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て	意図的添加または成形品や混合物中の 0.05 重量% (500 ppm)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
20	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	-	1	全て	意図的添加または材料中の 0.00005 重量% (0.5 ppm)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; Sony requirement
21	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	-	1	全て	材料中の 0.005 重量% (50 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
22	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)	-	1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
23	放射性物質	-	3	全て	意図的添加	[USA] Nuclear Regulatory Commission Regulations Title 10 CFR Part 20; [Japan] Law for the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material, and Reactors; [Japan] Law Concerning Prevention from Radiation Hazards due to Radio-Isotopes, etc.; [EU] Directive 2013/59/Euratom

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
24	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCCP)	-	1	全て	意図的添加または成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 Candidate List for Authorisation; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922; [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
25	三置換有機スズ化合物 (トリ ブチルスズ (TBT) 化合 物、トリフェニルスズ (TPT) 化合物を含む)	-	1	全て	意図的添加またはスズ元素として の、部品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922
26	塩素系難燃剤 (CFR) (TCEP、 TCPP、TDCPP を除く)	-	3	以下を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の 0.1 重量% (1000 ppm)	(Standard) JEDEC JS709
			3	積層プリント配線基板	基板の材料中の塩素の含有合計で 0.09 重量% (900 ppm)	(Standard) IEC 61249-2-21; (Standard) IPC-4101
27	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	-	3	全て	意図的添加	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
28	フタル酸ジイソノニル (DINP)	-	3	全て	意図的添加	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
29	ニッケル/ニッケル化合物 注:ニッケルに関するソニ ーグループからの指示が あった場合にはそれに従 うこと	-	1	・ 携帯電話の長期間皮膚に接触す る可能性のある部品・材料 ・ 腕時計やリストバンド型製品の 長期間皮膚に接触する可能性の ある部品・材料 (本体、バンド、 留具など)	0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ (溶出量)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII
			3	長期間皮膚に接触する可能性のある 製品用の部品・材料	意図的添加	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XVII

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
30	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩	-	1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
			1	全て	PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
31	PFHxS 関連化合物	-	1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
			1	全て	PFHxS 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
32	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10]オクタデカ-7, 15-ジエン (“デクロランプラス” TM)	-	1	全て	意図的添加	Eleventh meeting of the Conference of the Parties to the Stockholm Convention (COP. 11) [Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022
			2	納入禁止日 : 2024 年 10 月 1 日 全て	成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb)	[EU] Draft Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
33	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩	-	1	全て	PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
			1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
34	PFOA 関連化合物	-	1	全て	PFOA 関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
			1	全て	意図的添加	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
35	ハロゲン系難燃剤	-	1	100 cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイのプラスチック筐体及びスタンド、またプラスチック筐体およびスタンドに付属するラベル、テープ等	均質材料中のハロゲン含有が 0.1 重量%	[EU] Commission Regulation (EU) 2019/2021 laying down ecodesign requirements for electronic displays; [USA] State of New York: Regulation of Chemicals in Upholstered Furniture, Mattresses and Electronic Enclosures; [USA Washington] Chapter 173-337 WAC - Safer Products Restrictions and Reporting
			1	ゲーム機器の外部プラスチック筐体	均質材料中のハロゲン含有が 0.1 重量%	[EU & UK] Energy and Resource Efficiency of Games Consoles Self-Regulatory Initiative to further improve the energy and resource efficiency of Games Consoles
			2	納入禁止日：2026年1月1日 電気電子機器のプラスチック筐体 (外部電源のケースを含む)	意図的添加または均質材料中で各ハロゲン元素の 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA Washington] Chapter 173-337 WAC - Safer Products Restrictions and Reporting
			3	プラスチック材料	意図的添加	[USA Washington] Draft Chapter 173-337 WAC - Safer Products Restrictions and Reporting
36	長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	-	1	全て	意図的添加	[Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022
37	ペルフルオロカルボン酸(PFCAs) C9-C14 とその塩	-	1	全て	PFCAs とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
38	PFCAs C9-C14 関連物質	-	1	全て	PFCAs 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.000026 重量% (260 ppb)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
39	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	-	3	全て	意図的添加	[USA] State of Maine: An Act to Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution
40	1~7 個の芳香環を含む 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	1	包装部品・材料、印刷物 (包装部品・材料については 4.2 も参照)	インク中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[France] Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy
41	3~7 個の芳香環を含む 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	1	包装部品・材料、印刷物 (包装部品・材料については 4.2 も参照)	インク中の 0.0001 重量% (1 ppm)	[France] Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy
42	16~35 個の炭素原子を含む 鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	-	1	包装部品・材料、印刷物 (包装部品・材料については 4.2 も参照)	インク中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[France] Law no. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy
43	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類	-	1	全て	意図的添加または成形品や混合物中の 0.0005 重量% (5 ppm)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
44	トリス (2-クロロエチル) =ホスファート (TCEP)	115-96-8	1	全て	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA] State of Vermont Act. 85 [USA] Washington D. C., D. C. Law 21-108 Carcinogenic Flame Retardant Prohibition Amendment Act of 2016.
45	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments
46	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	118-74-1	1	全て	意図的添加または成形品や混合物中の 0.001 重量% (10 ppm)	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No. 2019/1021
47	五酸化二ヒ素	1303-28-2	1	液晶パネル (カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む) のガラス	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 Candidate List for Authorisation; [EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XIV
48	酸化ベリリウム	1304-56-9	1	全て	製品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	(Guidance) EICTA, CECED and EERA Joint Position: Guidance on implementing article 11 of Directive 2002/96(EC) concerning information for treatment facilities
49	三酸化二ヒ素	1327-53-3	1	液晶パネル (カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む) のガラス	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 Candidate List for Authorisation; [EU] REACH Regulation (EC) No. 1907/2006 ANNEX XIV
50	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	1	全て	意図的添加	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
51	トリス (1-クロロ-2-プロピル) =ホスファート (TCP)	13674-84-5	1	全て	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA] State of Vermont Act. 85
52	トリス (1, 3-ジクロロ-2-プロピル) ホスファート (TDCPP)	13674-87-8	1	全て	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[USA] State of Vermont Act. 85 [USA] Washington D. C., D. C. Law 21-108 Carcinogenic Flame Retardant Prohibition Amendment Act of 2016.

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
53	ベンゾ[e]ピレン(BeP)	192-97-2	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量%(1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量%(0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
54	ベンゾ[j]フルオランテン(BjFA)	205-82-3	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量%(1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量%(0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
55	ベンゾ[b]フルオランテン(BbFA)	205-99-2	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量%(1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量%(0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
56	ベンゾ[k]フルオランテン(BkFA)	207-08-9	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量%(1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量%(0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
57	クリセン (CHR)	218-01-9	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分(例:グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量%(1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量%(0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
58	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	1	全て	意図的添加	Eleventh meeting of the Conference of the Parties to the Stockholm Convention (COP.11)
			2	納入禁止日：2024年10月1日 全て	成形品や混合物中の0.001重量% (10 ppm)	[EU] Draft Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.2019/1021
59	フタル酸ジイソオクチル (DIOP)	27554-26-3	3	全て	成形品中の0.1重量% (1000 ppm)	[France] Law No. 2020-105 of 10 February 2020 on the fight against waste and the circular economy
60	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	1	全て	意図的添加または成形品中の0.1重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
61	ホルムアルデヒド	50-00-0	1	織物 (布地、テキスタイル)	織物材料中の0.0075重量% (75 ppm)	[Austria] BGB I 1990/194: Formaldehyde Restriction §2, 12/2/1990; [Lithuania] Hygiene Norm HN 96:2000 (Hygiene Norms and Regulations)
			1	製品 (スピーカ、ラック等) に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品	「4.3 分析に関する事項」に規定される放出濃度	[USA] TSCA Title VI; [Germany] ChemVerbotsV; [Denmark] Directive No. 289
62	ベンゾ[a]ピレン (BaP)	50-32-8	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 (例: グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量% (0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
63	ジベンゾ[a,h]アントラセン (DBaH)	53-70-3	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 (例: グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の0.0001重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の0.00005重量% (0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
64	ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	56-55-3	1	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 (例: グリップ、ハンドル等)	プラスチックまたはゴム部品中の 0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品中の 0.00005 重量% (0.5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
65	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	1	織物 (布地、テキスタイル) / 皮革製品用の部品・材料 (参考分析方法は 4.3.2 を参照)	仕上がり織物/皮革製品の材料中の生成アミンが 0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
66	ジメチル=フマラート (DMF)	624-49-7	1	全て	部品中の 0.00001 重量% (0.1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
67	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	68937-41-7	1	全て	意図的添加	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
68	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	732-26-3	1	成形品を除くすべて	意図的添加	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
69	二塩化コバルト	7646-79-9	1	乾燥剤 (シリカゲル等) に使用される湿度指示薬	意図的添加	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			1	湿度インジケータ (注) 湿度インジケータとは、塩化コバルトを紙等を含浸させたタイプのもの	成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
70	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A) (BPA)	80-05-7	3	全て	意図的添加または成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
71	ジイソブチル=フタラート (DIBP)	84-69-5	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
72	ジブチルフタラート (DBP)	84-74-2	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
73	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	3	全て	意図的添加または成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [USA California] Safe Drinking Water and Toxic
74	デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	84852-53-9	3	全て	意図的添加	[Canada] Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022
75	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート (BBP)	85-68-7	1	全て (4.3 分析に関する事項を参照)	均質材料中の 0.1 重量% (1000 ppm)	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
76	ヘキサクロブタジエン (HCBd)	87-68-3	1	全て	意図的添加	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

附属文書 B EU REACH 規則 認可候補物質

「2. 適用範囲」における、部品・材料、製品が対象。閾値レベルは何れも成形品中の 0.1 重量% (1000 ppm)。
「管理水準」は原則としてレベル 3 であるが、備考欄に記載がある物質/物質群は他の法令の規制も受けるため、該当する附属文書を参照すること。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	備考
1	ホウ酸	-	
2	四ホウ酸二ナトリウム無水物	-	
3	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	-	A
4	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	-	
5	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	-	
6	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCCP)	-	A
7	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	-	
8	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート (炭素数 9 の直鎖及び/または分岐したアルキル鎖がフェノールの 4 の位置で共有結合している物質で、エトキシ化は UVCB 物質及び明確に組成が分かっている物質、ポリマー並びに個々の異性体もしくはその組合せの何れかを含む同族体を範囲とする)	-	
9	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物[フタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) を 0.3%以上含有]	-	
10	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	-	A
11	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩	-	A
12	ペルフルオロヘキサノ-1-スルホン酸 (PFHxS) 及びその塩	-	A
13	1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (“デクロランプラス” ™)	-	A
14	分岐及び直鎖型 4-ノニルフェノールを 0.1%以上含む亜リン酸トリス (4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型) (TNPP)	-	
15	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩	-	
16	ジオクチルビス[(1-オキシドデシル)オキシ]スズ、スタンナン、ジオクチル-, ビス(ココアシルオキシ)誘導体及びその他の全てのスタンナン、ジオクチル-, ビス(脂肪酸アシルオキシ)誘導体ただし脂肪酸アシルオキシ部分の炭素数が主に C12 であるもの	-	A
17	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	-	
18	ホウ酸のナトリウム塩	-	
19	10-エチル-4, 4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと 10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3, 5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質)	-	
20	4-ノニルフェノール(分岐及び直鎖型)	-	
21	ビス(2-エチルヘキシル)=テトラブロモフタレート	-	A
22	パーフルオロヘプタン酸とその塩	-	A
23	2, 2, 3, 3, 5, 5, 6, 6-オクタフルオロ-4-(1, 1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルフォリン及び 2, 2, 3, 3, 5, 5, 6, 6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロピル)モルフォリンを構成要素とする物質	-	A
24	2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化及びアルキル化反応生成物	-	
25	二硝酸鉛	10099-74-8	A
26	メラミン	108-78-1	
27	1, 2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4	
28	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	
29	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9	A
30	1, 2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME; トリグライム)	112-49-2	
31	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4	
32	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート (TCEP)	115-96-8	A
33	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	A
34	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	A
35	ビス(2-メトキシエチル)=フタレート	117-82-8	
36	2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン	119344-86-4	

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	備考
37	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール) (DBMC)	119-47-1	
38	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸	12008-41-2	
39	酸化硫酸二鉛	12036-76-9	A
40	三酸化チタン鉛	12060-00-3	A
41	四酸化硫酸五鉛	12065-90-6	A
42	二酸化ホスホン酸三鉛	12141-20-7	A
43	三酸化硫酸四鉛	12202-17-4	A
44	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1	
45	ジオキソ(ジステアラト)三鉛	12578-12-0	A
46	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2	A
47	C. I. ピグメントレッド 104	12656-85-8	A
48	ピレン	129-00-0	
49	五酸化二ヒ素	1303-28-2	A
50	三酸化二ホウ素	1303-86-2	
51	酸化カドミウム	1306-19-0	A
52	硫化カドミウム	1306-23-6	A
53	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0	
54	四酸化三鉛	1314-41-6	A
55	三酸化二ヒ素	1327-53-3	A
56	C. I. ピグメントイエロー34	1344-37-2	A
57	ビス(ジオキソホウ酸)バリウム	13701-59-2	
58	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9	
59	テトラエチレングリコールジメチルエーテル	143-24-8	
60	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート	15571-58-1	
61	ベンゾ[g,h,i]ペリレン	191-24-2	
62	C. I. ダイレクトブラック 38	1937-37-7	
63	フルオランテン	206-44-0	
64	ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)	207-08-9	A
65	シアナミド鉛	20837-86-9	A
66	水酸化カドミウム	21041-95-2	A
67	クリセン (CHR)	218-01-9	A
68	スズ, ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-0,0')-, (OC-6-11)-	22673-19-4	A
69	トリス(ジメチルフェニル)ホスファート	25155-23-1	
70	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	
71	2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール(UV-329)	3147-75-9	
72	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	A
73	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール(UV-350)	36437-37-3	
74	1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェノキシ)エタン	37853-59-1	A
75	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1	A
76	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	3846-71-7	A
77	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名: 2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール](UV-327)	3864-99-1	
78	ブメトリゾール (UV-326)	3896-11-5	
79	イソブチル=4-ヒドロキシベンゾアート(イソブチルパラベン、IBP)	4247-02-3	
80	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	A
81	ベンゾ[a]ピレン (BaP)	50-32-8	A
82	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	
83	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	
84	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	
85	ビス[トリブチルスタンニル]オキシド (TBTO)	56-35-9	A
86	ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	56-55-3	A
87	3,3'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム) (C. I. ダイレクトレッド 28)	573-58-0	
88	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	
89	ジイソペンチル=フタラート	605-50-5	
90	水素化テルフェニル	61788-32-7	
91	亜硫酸と鉛の塩(二塩基性)	62229-08-7	A
92	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	備考
93	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	
94	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6	
95	ジクロロジブチルスズ (DBTC)	683-18-1	A
96	ジアルキル(C=7~11、分岐、線型)=フタラート	68515-42-4	
97	ジヘキシル(分岐、線型)=フタラート	68515-50-4	
98	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドーブ)	68784-75-8	A
99	ジオキソ(フタラート)三鉛	69011-06-9	A
100	ジイソヘキシル=フタラート	71850-09-4	
101	ジアルキル(C=6,7(主成分)、8,分岐型)=フタラート	71888-89-6	
102	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	-
103	鉛	7439-92-1	A
104	カドミウム	7440-43-9	A
105	ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド	75980-60-8	-
106	二塩化コバルト	7646-79-9	A
107	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール	77-40-7	
108	クロム酸鉛(II)	7758-97-6	A
109	N-ペンチル-イソペンチルフタル酸	776297-69-9	
110	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	A
111	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジブromoフェニル)プロパン (テトラブromoビスフェノール-A; TBBPA)	79-94-7	E
112	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノール A) (BPA)	80-05-7	A
113	4,4'-ジクロロジフェニルスルホン	80-07-9	
114	4,4'-スルホニルジフェノール (ビスフェノール S; BPS)	80-09-1	
115	パイロクロア、C. I. ビグメントイエロー41	8012-00-8	A
116	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート	84-61-7	E
117	ジイソブチル=フタラート (DIBP)	84-69-5	A
118	ジブチル=フタラート (DBP)	84-74-2	A
119	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3	A
120	ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート	84777-06-0	
121	フェナントレン	85-01-8	
122	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート (BBP)	85-68-7	A
123	脂肪酸(C16-C18)と鉛の塩	91031-62-8	A
124	イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリン-2-チオール)	96-45-7	

附属文書 C 皮革/繊維製品の環境管理物質の詳細

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
1	カドミウム及びビカドミウム化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	-	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm) (Cd 金属として)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
2	六価クロム化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	-	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm) (Cr(VI) 金属として)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
3	ヒ素化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	-	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm) (As 金属として)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
4	鉛及び鉛化合物 (EU REACH 規則附属書 XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6 に記載)	-	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm) (Pb 金属として)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
5	ベンゼン	71-43-2	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0005 重量% (5 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
6	ベンゾ[a]アントラセン (BaA)	56-55-3	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
7	ベンゾ[b]フルオランテン (BbFA) ベンゾ[e]アセフェナントリレン	205-99-2	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
8	ベンゾ[a]ピレン (BaP); ベンゾ[def]クリセン	50-32-8	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
9	ベンゾ[e]ピレン (BeP)	192-97-2	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
10	ベンゾ[j]フルオランテン (BjFA)	205-82-3	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
11	ベンゾ[k]フルオランテン (BkFA)	207-08-9	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
12	クリセン (CHR)	218-01-9	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
13	ジベンゾ[a, h]アントラセン (DBahA)	53-70-3	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
14	α, α, α -4 テトラクロロトルエン; p-クロロベンゾトリクロリド	5216-25-1	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
15	α, α, α -トリクロロトルエン; ベンゾトリクロリド	98-07-7	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
16	α -クロロトルエン; 塩化ベンジル	100-44-7	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0001 重量% (1 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
17	ホルムアルデヒド	50-00-0	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.0075 重量% (75 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質／物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
18	1、2-ベンゼンジカルボン酸； 炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6～8側鎖アルキルエステル類	71888-89-6	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品（例：ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等）	0.1重量%（1000 ppm） （左記の物質、または本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則（EC）No 1272/2008 付属書VI第3部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1Aまたは1Bのいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH 付属書XVII に収載されている他のフタル酸エステル類との合計として）	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
19	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品（例：ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等）	0.1重量%（1000 ppm） （左記の物質、または本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則（EC）No 1272/2008 付属書VI第3部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1Aまたは1Bのいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH 付属書XVII に収載されている他のフタル酸エステル類との合計として）	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
20	フタル酸ジイソペンチル	605-50-5	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品（例：ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等）	0.1重量%（1000 ppm） （左記の物質、または本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則（EC）No 1272/2008 付属書VI第3部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1Aまたは1Bのいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH 付属書XVII に収載されている他のフタル酸エステル類との合計として）	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
21	フタル酸ジアミル（DPP）	131-18-0	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品（例：ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等）	0.1重量%（1000 ppm） （左記の物質、または本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則（EC）No 1272/2008 付属書VI第3部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1Aまたは1Bのいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH 付属書XVII に収載されている他のフタル酸エステル類との合計として）	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
22	フタル酸ジヘキシル (DnHP)	84-75-3	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質、または本表記載の他の フタル酸エステル類、または規則(EC) No 1272/2008 付属書VI第3 部において、発がん性、変異原性 または生殖毒性、カテゴリ-1A また は 1B のいずれかの危険有害性クラス に分類され、EU REACH 付属書 XVII に収載されている他のフタル 酸エステル類との合計として)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
23	N-メチルピロリドン; 1-メチル-2-ピロリドン (NMP)	872-50-4	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.3 重量% (3000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
24	N,N-ジメチルアセトアミ ド (DMAC)	127-19-5	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.3 重量% (3000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
25	N,N-ジメチルホルムアミ ド; ジメチルホルムアミド	68-12-2	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.3 重量% (3000 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
26	1,4,5,8-テトラアミノア ントラキノン; ディスパースブルー 1	2475-45-8	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.005 重量% (50 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
27	ベンズアミン, 4,4'-(4- イミノシクロヘキサ-2,5- ジエニリデンメチレン)ジ アニリン塩酸塩; ペーシックレッド9	569-61-9	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.005 重量% (50 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
28	[4-[4,4'-ビス(ジメチル アミノ)ベンズヒドリリデ ン]シクロヘキサ-2,5-ジ エン-1-イリデン]ジメチ ルアンモニウム塩酸塩; ペーシックバイオレット3	548-62-9	1	通常の使用において皮膚に接触する 繊維製品および部品 (例: ストラップ、 キャリングバッグ、キャリング ケース、ポーチ等)	0.005 重量% (50 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

No.	物質/物質群	CAS 登録番号	管理水準 (レベル)	対象	閾値レベル	参照法規制
29	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	3165-93-3	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
30	2-ナフタレンアミン酢酸塩	553-00-4	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
31	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン硫酸塩; 2,4-ジアミノアニソール硫酸塩	39156-41-7	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
32	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.003 重量% (30 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
33	キノリン	91-22-5	1	通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	0.005 重量% (50 ppm)	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII Entry 72
34	ウンデカフルオロヘキサ酸 (PFHxA) とその塩	-	2	納入禁止日: 2025年6月1日 繊維、皮革、毛皮製品	PFHxA とその塩の合計で均質材料中の 0.000025 重量% (25 ppb)	[EU] Draft REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
35	PFHxA 関連物質	-	2	納入禁止日: 2025年6月1日 繊維、皮革、毛皮製品	PFHxA 関連物質またはそれらの組み合わせで均質材料中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb)	[EU] Draft REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
36	ペンタクロロフェノール (PCP) とその塩及びエステル類	-	1	皮革製品 (天然皮革、人造皮革、天然毛皮が製品表面の 60%以上を占めるもの)	均質材料中の 0.0005 重量% (5 ppm) (人造皮革を除く)	韓国 電気用品及び生活用品安全管理法
37	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT) 化合物)	-	1	皮革製品 (天然皮革、人造皮革、天然毛皮が製品表面の 60%以上を占めるもの)	コーティング、プリント中の 0.0001 重量% (1 ppm)	韓国 電気用品及び生活用品安全管理法
38	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	-	1	繊維製品 (ここでの“繊維”は天然皮革、合成皮革も含む)	意図的添加もしくは材料中の全有機フッ素の 0.01 重量% (100 ppm)	[USA California] An act to add Chapter 13.5 (commencing with Section 108970) to Part 3 of Division 104 of the Health and Safety Code, relating to public health.
			2	納入禁止日: 2026年1月1日 繊維製品 (ここでの“繊維”は天然皮革、合成皮革も含む)	材料中の全有機フッ素の 0.005 重量% (50 ppm)	

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

附属文書 D 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物

以下を対象に、管理水準をレベル 1 とし、閾値レベルは意図的添加とする¹⁾。

- ・表面コーティング²⁾を有する部品、および、
- ・成形品をコーティングする為の材料

a. 米国 TSCA LCPFAC SNUR³⁾40 C.F.R § 721.10536 (b) (2)⁴⁾で規定される化学物質

No.	物質/物質群 (TSCA chemical inventory name)	CAS 登録番号	EPA 受付番号
1	Perfluorooctyl iodide (Octane, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-heptadecafluoro-8-iodo-)	507-63-1	N/A
2	Tetrahydroperfluoro-1-decanol (1-Decanol, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-heptadecafluoro-.)	678-39-7	N/A
3	Perfluoro-1-dodecanol (1-Dodecanol, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 12-heneicosafuoro-)	865-86-1	N/A
4	Perfluorodecyl iodide (Decane, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-heptadecafluoro-10-iodo-.)	2043-53-0	N/A
5	1, 1, 2, 2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide (Dodecane, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10-heneicosafuoro-12-iodo-.)	2043-54-1	N/A
6	Perfluorodecylethyl acrylate (2-Propenoic acid, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 12-heneicosafuorododecyl ester.)	17741-60-5	N/A
7	1, 1, 2, 2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate (2-Propenoic acid, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-heptadecafluorodecyl ester)	27905-45-9	N/A
8	1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane (Tetradecane, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12-pentacosafuoro-14-iodo-.)	30046-31-2	N/A
9	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14, 14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol (1-Tetradecanol, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14, 14-pentacosafuoro-.)	39239-77-5	N/A
10	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14, 15, 15, 16, 16, 16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol (1-Hexadecanol, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14, 15, 15, 16, 16, 16-nonacosafuoro-.)	60699-51-6	N/A
11	1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane (Hexadecane, 1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 11, 11, 12, 12, 13, 13, 14, 14-nonacosafuoro-16-iodo-.)	65510-55-6	N/A
12	Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate (1-Propanesulfonic acid, 2-methyl-, 2-[[1-oxo-3-[(.gamma.-.omega.-perfluoro- C4-16-alkyl)thio]propyl]amino] derivs., sodium salts)	68187-47-3	N/A
13	1, 1, 2, 2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol (Alcohols, C8-14, .gamma.-.omega.-perfluoro.)	68391-08-2	N/A

No.	物質/物質群 (TSCA chemical inventory name)	CAS 登録番号	EPA 受付番号
14	Thiols, C8-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide (Thiols, C8-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide.)	70969-47-0	N/A
15	Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-heptadecafluoro-1-decanol (Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-heptadecafluoro-1-decanol.)	125476-71-3	N/A
16	Thiols, C4-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts (Thiols, C4-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts.)	1078712-88-5	N/A
17	1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-(2-((gamma-omega-perfluoro-C4-20-alkyl)thio)acetyl) derivs., inner salts (1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-[2-[(.gamma.-.omega.-perfluoro-C4-20-alkyl)thio]acetyl] derivs., inner salts.)	1078715-61-3	N/A
18	Polyfluoroalkyl betaine (generic) (Polyfluoroalkyl betaine (PROVISIONAL).)	CBI	71217 ³⁾
19	Modified fluoroalkyl urethane (generic) (Modified fluoroalkyl urethane (PROVISIONAL).)	CBI	89419 ³⁾
20	Perfluorinated polyamine (generic) (Perfluorinated polyamine (PROVISIONAL).)	CBI	274147 ³⁾

- b. 米国 TSCA LCPFAC SNUR⁴⁰ C. F. R § 721.10536 (b) (3)⁴¹ で規定されるペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩

以下の物質は PFOA とその塩の例であり、対象は全ての PFOA とその塩である。

No.	物質/物質群 (TSCA chemical inventory name)	CAS 登録番号
1	Octanoyl fluoride, pentadecafluoro-	335-66-0
2	Octanoic acid, pentadecafluoro- (PFOA)	335-67-1
3	Octanoic acid, pentadecafluoro-, silver salt	335-93-3
4	Octanoic acid, pentadecafluoro-, sodium salt	335-95-5
5	Octanoic acid, pentadecafluoro-, potassium salt	2395-00-8
6	Octanoic acid, pentadecafluoro-, ammonium salt (APFO)	3825-26-1

- 1) TSCA LCPFAC SNUR の適用除外は EU POPs 規則の適用除外を適用する。附属文書 F の No. 31 の PFOA を参照のこと。
- 2) 「表面コーティング」とは、薄い膜として使用された材料であり、保護、装飾、または機能性膜として成形品の表面に形成されるものを指す。多くの場合ラッカーやエナメルなどの塗料を指すが、その他に、ワニス、シーラント、接着剤、インク、マスカント、および一時的な保護膜のような（ただしこれらに限定されない）、他の材料または成形品の表面に形成される層を指す。
- 3) CBI（企業秘密情報）に関する EPA 承認番号。

附属文書 E TSCA 優先物質

「2. 適用範囲」における、部品・材料、製品が対象。
備考欄に記載がある物質／物質群は他の法令の規制も受けるため、該当する附属文書を参照すること。

a. TSCA のリスク評価が実施される First 10 Chemical Substances

「2. 適用範囲」における、部品・材料、製品が対象。管理水準をレベル 1 とし、閾値レベルは意図的添加とする。

(※対象・閾値については法制化の状況により、修正が加わる可能性がある。)

No.	物質／物質群	CAS 登録番号	備考
1	Methylene Chloride	75-09-2	
2	1-Bromopropane	106-94-5	
3	Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD)	25637-99-4 3194-55-6 3194-57-8	A
4	Asbestos	1332-21-4	A
5	Carbon Tetrachloride	56-23-5	A
6	1,4-dioxane	123-91-1	
7	N-Methylpyrrolidone (NMP)	872-50-4	C
8	Perchloroethylene	127-18-4	
9	Pigment Violet 29	81-33-4	
10	Trichloroethylene (TCE)	79-01-6	

b. TSCA のリスク評価プロセスが実施される 20 High-Priority Substances

「2. 適用範囲」における、部品・材料、製品が対象。管理水準をレベル 3 とし、閾値レベルは意図的添加とする。

No.	物質／物質群	CAS 登録番号	備考
1	1,3-Butadiene	106-99-0	
2	Butyl benzyl phthalate (BBP)	85-68-7	A
3	Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2	A
4	o-Dichlorobenzene	95-50-1	
5	p-Dichlorobenzene	106-46-7	
6	1,1-Dichloroethane	75-34-3	
7	1,2-Dichloroethane	107-06-2	
8	trans-1,2-Dichloroethylene	156-60-5	
9	1,2-Dichloropropane	78-87-5	
10	Dicyclohexyl phthalate	84-61-7	B
11	Di-ethylhexyl phthalate (DEHP)	117-81-7	A
12	Di-isobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	A
13	Ethylene dibromide	106-93-4	
14	Formaldehyde	50-00-0	A
15	1,3,4,6,7,8-Hexahydro-4,6,6,7,8,8-hexamethylcyclopenta [g]-2-benzopyran (HHCB)	1222-05-5	
16	Tetrabromobisphenol A (TBBPA)	79-94-7	B
17	Phosphoric acid, triphenyl ester (TPP)	115-86-6	
18	Phthalic anhydride	85-44-9	
19	1,1,2-Trichloroethane	79-00-5	
20	Tris(2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	115-96-8	A

附属文書 F 適用除外項目

ソニーグループが使用している適用除外を示す。なお、適用日および満了日はともに法令上の日付であるが、適用日は最新の適用除外の適用日であり、満了日は、複数のカテゴリで異なる満了日が規定されている場合、それらのうち最短の満了日を示す。各カテゴリの満了日については、備考欄および表の下の注釈を参照のこと。EU Directive 2011/65/EU (EU RoHS) の適用除外満了日は、変更される場合があるので、それぞれの最新状況を参照のこと。参考情報：[Implementation of the RoHS Directive](#) (欧州委員会 Website)

No.	法規制名	表示記号	用途名		法令上の適用日	法令上の満了日	備考
1	EU RoHS	4(f)-I	Hg	EU RoHS 附属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	2022-10-01	2025-02-24	
2	EU RoHS	4(f)-II	Hg	2000 ANSI ルーメン以上が必要なプロジェクターに使用される高圧水銀蒸気ランプに含まれる水銀	2022-10-01	2027-02-24	
3	EU RoHS	6(a)	Pb	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 重量%までの鉛	2019-07-01	未定	1)
4	EU RoHS	6(a)-I	Pb	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に 0.2 重量%まで含まれる鉛	2019-07-01	未定	2)
5	EU RoHS	6(b)	Pb	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛	2019-07-01	未定	1)
6	EU RoHS	6(b)-I	Pb	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	2019-07-01	未定	2)
7	EU RoHS	6(b)-II	Pb	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	2019-07-01	未定	2)
8	EU RoHS	6(c)	Pb	鉛含有量が 4 重量%以下の銅合金	2019-07-01	未定	3)
9	EU RoHS	7(a)	Pb	高融点ハンダに含まれる鉛 (すなわち鉛含有率が 85 重量%以上の鉛ベースの合金)	2019-07-01	未定	3)
10	EU RoHS	7(c)-I	Pb	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	2019-07-01	未定	3)
11	EU RoHS	7(c)-II	Pb	定格電圧が交流 125 V または直流 250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2020-03-01	未定	3)
12	EU RoHS	13(a)	Pb	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	2018-07-06	未定	3)
13	EU RoHS	13(b)	Cd, Pb	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	2018-07-06	未定	1)
14	EU RoHS	13(b)-(I)	Pb	カテゴリ 1-7 および 10 のイオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	2018-07-06	未定	4)
15	EU RoHS	13(b)-(II)	Cd	カテゴリ 1-7 および 10 のストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム (EU RoHS 附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く)	2018-07-06	未定	4)
16	EU RoHS	15	Pb	集積回路パッケージ (フリップチップ) の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	2020-03-01	未定	1)

No.	法規制名	表示記号	用途名		法令上の適用日	法令上の満了日	備考
17	EU RoHS	15(a)	Pb	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・ 90 nm 半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・ いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300 mm ² 以上 ・ 300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	2020-03-01	未定	2)
18	EU RoHS	34	Pb	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	2019-07-01	未定	3)
19	EU REACH	(DBT)	DBT	部品・デバイスに用いられる包装材で、消費者に提供されず再使用される包装部品・材料への添加剤	2012-01-01	—	
20	EU REACH	(DBT)	DBT	デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料（トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等）への添加剤	2012-01-01	—	
21	EU REACH	(BBP, DBP, DEHP, DIBP)	BBP, DBP, DEHP, DIBP	EU RoHS の適用範囲以外の産業用、農業用、または屋外用いずれか限定で使用され、ヒトの粘膜に接触しないまたはヒトの皮膚に長時間接触しない部品・材料	2020-07-07	—	
22	TSCA	(PIP)	PIP	潤滑油及びグリース（これらを使用した成形品を含む）	2021-03-08	—	
23	TSCA	(PCB)	PCB	製造プロセス（顔料の製造を含むがこれに限定されない）中の副生物として、材料中で 2 ppm 以下の PCB	1979-05-31	—	
24	COP. 11	(UV-328)	UV-328	偏光板中のトリアセチルセルロース (TAC) フィルム	—	—	

- 1) カテゴリ 8、9 および 11 について未定
- 2) カテゴリ 1-7 および 10 について未定
- 3) 全てのカテゴリについて未定
- 4) カテゴリ 1-7 および 10 について未定

附属文書 G 物質毎の納入禁止時期の変更履歴

物質/物質群	対象	納入禁止時期
アスベスト類	・ 絶縁材、充填材など全ての用途	初版発行時から
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	・ 人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分（イヤホン、ヘッドホン、ショルダーバックの肩パッド、ベルト、ストラップなど）の顔料に適用する	初版発行時から
カドミウム/カドミウム化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装部品・材料（4.2.1 参照） ・ プラスチック（ゴムを含む）材料に用いられる安定剤・顔料・染料（電気配線の絶縁体、リモートコマンダー・キー、結束バンド、電子部品の外装樹脂、外筐、ラベル、レコード盤など） ・ 塗料、インキ ・ 表面処理（電気めっき、無電解めっきなど）、コーティング ・ 写真フィルム ・ 蛍光灯（小型蛍光灯、直管蛍光灯） 	初版発行時から
	レベル 2、適用除外項目以外の全ての用途 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ DC モーター、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・ 温度ヒューズの可溶体 ・ ガラスおよびガラス塗料の顔料、染料（ガラスに用いる顔料、染料およびガラス用塗料） ・ はんだ（カドミウムの含有量が 20 ppm を超えるもの） ・ 蛍光表示装置に含有される蛍光体、CdS 光導電セル ・ 抵抗体（ガラスフリット）など 	2005 年 1 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜鉛を含む金属（黄銅、溶融亜鉛めっきなど）からなる部品・部位でカドミウムの含有量が 100 ppm を超えるもの 	2005 年 10 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光学ガラス 	2010 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディスプレイシステムで用いる色変換 II-VI 族 LED 中のカドミウム（発光面積 1 平方ミリメートルあたり < 10 μg） ただし、カドミウムを下記の対象樹脂に 100 ppm 以上含有する場合を除く 対象樹脂：ポリ塩化ビニル（PVC）またはそのコポリマー、ポリウレタン（PUR）、カラーマスタバッチ生産用に使用される低密度ポリエチレンを除く低密度ポリエチレン（LDPE）、酢酸セルロース（CA）、酢酸ブチルセルロース（CAB）、エポキシ樹脂、メラミンホルムアルデヒド（MF）樹脂、尿素ホルムアルデヒド（UF）樹脂、不飽和ポリエステル（UP）、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリブチレンテレフタレート（PBT）、透明/汎用ポリスチレン、アクリロニトリルメチルメタクリレート（AMMA）、架橋ポリエチレン（VPE）、耐衝撃用ポリスチレン、ポリプロピレン（PP） （注）上記の対象樹脂に 100 ppm 以上カドミウムを含有する場合はレベル 1 とする	2014 年 7 月 1 日から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話ケース（携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品） ・ イヤホン類（ヘッドホン、ヘッドセット等を含む）のうち、耳に直接接触する部分（均質材料中のカドミウムの 0.0075 重量%（75 ppm）） 	2020 年 6 月 1 日から	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ（均質材料中のカドミウムの 0.01 重量%（100 ppm）） 	2021 年 6 月 1 日から	
<ul style="list-style-type: none"> ・ EU RoHS 適用除外の 8(b), 8(b)-I, 13(b)-III 	2024 年 6 月 1 日から	

物質/物質群	対象	納入禁止時期
六価クロム化合物	・ 包装部品・材料 (4.2.1 参照)	初版発行時から
	・ 塗料、インキ、その他添加剤など部品、材料の成分として含まれる用途 ・ めっき、化成処理などの表面処理（ねじ、鋼板など）において、被処理部位に残留している場合	2005年1月1日から
	・ 4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ（均質材料中の六価クロムの0.1重量%（1000 ppm））	2021年6月1日から
ジブチルスズ化合物（DBT） 金属スズ、スズ合金、スズめっき、 スズの無機化合物は該当しない	・ プラスチックへの添加剤等全ての用途（・材料に対し1000 ppm（0.1 wt%）を超えるスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で1000 ppmを超える含有））（レベル2を除く）	2011年7月1日から
	・ 一液型室温硬化型（RTV-1）シーラントおよび二液型室温硬化型（RTV-2）シーラント ・ 一液型室温硬化型接着剤および二液型室温硬化型接着剤 ・ 塗料およびコーティング剤の触媒 ・ 屋外用途を意図した布地をコーティングするPVCの安定剤 ・ 軟質PVC異型材（profile）への添加剤、および硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材（profile）への添加剤（材料に対し1000 ppm（0.1 wt%）を超えるスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で1000 ppmを超える含有））	2014年7月1日から
ジオクチルスズ化合物（DOT） 金属スズ、スズ合金、スズめっき、 スズの無機化合物は該当しない	・ 繊維・布材料への添加剤（・材料に対し1000 ppm（0.1 wt%）を超えるスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で1000 ppmを超える含有））	2011年7月1日から
ハイドロフルオロカーボン（HFC）、 パーフルオロカーボン（PFC）	・ 冷媒・断熱材等の製品に搭載する全ての用途	2008年4月1日から

物質/物質群	対象	納入禁止時期
鉛/鉛化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部品・材料 (4.2.1 参照) ・プリント配線板に用いる鉛を使用した塗料・インキ 	初版発行時から
	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の外部電極・リード端子等の表面処理 (電気部品/半導体デバイス/ヒートシンク等) ・AC アダプター、電源コード、接続コード、リモートコマンダー、マウス、機器の外部露出部位に用いられるプラスチック (ゴムを含む) 材料中の安定剤・顔料・染料 ・機器の外部露出部位に用いられる塗料・インキ 	2004 年 4 月 1 日から
	レベル 2、レベル 3、適用除外項目以外の全ての用途 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・部品の外部電極、リード端子等の表面処理で、AC アダプター、リモートコマンダー、半導体デバイスなどに内蔵する部品 ・鉛が 85 wt%未満の有鉛はんだにおいて、はんだに含まれる鉛の含有量が 1000 ppm を超えるもの ・許容濃度 (*1) を超える各種合金 (はんだ材料を含む) ・AC アダプター、電源コード、接続コード、リモートコマンダー、マウス、機器の外部露出部位以外に用いられるプラスチック (ゴムを含む) 材料中の安定剤・顔料・染料 ・機器の外部露出部位以外に用いられる塗料・インキ など	2005 年 1 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・無電解ニッケルめっき、無電解金めっき等の無電解めっき皮膜で、めっき皮膜中の鉛含有量が 1000 ppm を超えるもの 	2006 年 2 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス ・マイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2 種類を超える元素からなり、鉛の含有率が 80 wt%を超え、85 wt%未満のもの 	2010 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・125 V AC あるいは 250 V DC より低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック 	2012 年 1 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・EU 指令 69/493/EEC 附属書 I (カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されるクリスタルガラス 	2012 年 4 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・CRT (ブラウン管、冷陰極線管) のガラスに含まれる鉛 	2018 年 4 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話ケース (携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) の塗料または表面塗装 ・イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分の塗料または表面 (表面塗装中の鉛の 0.009 重量% (90 ppm)) 	2020 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話ケース (携帯電話の表面に被せて本体を保護し、外観を装飾する等の用途を持つ製品) ・イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分 (均質材料中の鉛の 0.03 重量% (300 ppm)) 	2020 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ (均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000 ppm)) 	2021 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・EU RoHS 指令適用除外 Annex III 5(b)、7(c)-IV のうち、2021/7/21 に満了を迎えるカテゴリを含む」(均質材料中の鉛の 0.1 重量% (1000 ppm)) 	2021 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリマンガンボタン電池 (電池中の鉛の 0.004 重量% (40 ppm)) 	2022 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・空気亜鉛ボタン電池 (電池中の鉛の 0.05 重量% (500 ppm)) ・酸化銀ボタン電池 (電池中の鉛の 0.02 重量% (200 ppm)) 	2022 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を除く電池 (電池中の鉛の 0.01 重量% (100 ppm)) ・アルカリマンガン電池 (ボタン形電池を含む) (電池中の鉛の 0.004 重量% (40 ppm)) ・空気亜鉛ボタン電池 (電池中の鉛の 0.05 重量% (500 ppm)) 	2023 年 6 月 1 日から
<ul style="list-style-type: none"> ・EU RoHS 適用除外の 13(b)-III 	2024 年 6 月 1 日から	

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

物質/物質群	対象	納入禁止時期
水銀/水銀化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装部品・材料 (4.2.1 参照) ・ 塗料、インキ ・ 時計 ・ 水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー ・ プラスチックへの調剤 	初版発行時から
	・ レベル 2、適用除外項目以外の全ての用途	2005 年 1 月 1 日から
	・ 冷陰極管 (CCFL) および外部電極蛍光管 (EEFL) : 長さが 500 mm 以下のもの : 一本当たりの含有量が 3.5 mg 以上、5 mg 未満のもの	2011 年 1 月 1 日から
	・ 4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ (均質材料中の水銀の 0.1 重量% (1000 ppm))	2021 年 6 月 1 日から
	・ EU RoHS 適用除外の 3(a), 3(b), 3(c)	2024 年 6 月 1 日から
オゾン層破壊物質 (ODS) (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他) モントリオール議定書 附属書 A、B、C、E の対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷媒・断熱材等の製品に搭載される全ての用途 ・ ODS で洗浄加工・発泡加工等が施された部品・材料 	初版発行時から
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部品に使用される材料に対して、PFOS の濃度が 0.1 wt% 以上の材料 ・ 繊維または他のコートされた材料に対して、コートされた材料あたりの PFOS の量が 1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ 以上のもの 	2008 年 4 月 1 日から
	・ 適用除外 (業務用写真フィルム、半導体用のレジスト) を除く全ての用途	2010 年 4 月 1 日から
	・ 全ての用途	2020 年 6 月 1 日から
パーフルオロオクタンスルホン酸およびその誘導体 (PFOS)	・ 全て (意図的添加または PFOS とその誘導体の合計で成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb))	2023 年 6 月 1 日から
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩	・ 全て (PFOS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.000025 重量% (25 ppb))	2024 年 6 月 1 日から
PFOS 関連物質	・ 全て (PFOS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm, 1000 ppb))	2024 年 6 月 1 日から
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチに使用される部品・材料 ・ 電気電子機器で長時間皮膚に接触する部位に使用される部品・材料 (例: グリップ、ハンドル等) 	2014 年 7 月 1 日から
	・ 電気電子機器に使用される部品・材料	2018 年 4 月 1 日から
	・ 玩具または育児製品に使用される部品・材料	2019 年 4 月 1 日から
	・ RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全て (フタル酸エステル合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm))	2020 年 1 月 1 日から
	・ イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分 (フタル酸エステル合計として可塑化した材料の 0.1 重量% (1000 ppm))	2020 年 6 月 1 日から
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチに使用される部品・材料 ・ 電気電子機器で長時間皮膚に接触する部位に使用される部品・材料 (例: グリップ、ハンドル等) 	2014 年 7 月 1 日から
	・ 電気電子機器に使用される部品・材料	2018 年 4 月 1 日から
	・ 玩具または育児製品に使用される部品・材料	2020 年 1 月 1 日から
	・ RoHS Directive 2011/65/EU の対象を除く全製品用の部品・材料 (フタル酸エステル合計として可塑化した材料中の 0.1 重量% (1000 ppm))	2020 年 1 月 1 日から
	・ イヤホン類 (ヘッドホン、ヘッドセット等を含む) のうち、耳に直接接触する部分 (フタル酸エステル合計として可塑化した材料の 0.1 重量% (1000 ppm))	2020 年 6 月 1 日から

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

物質/物質群	対象	納入禁止時期
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	・ プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
	・ 全て (意図的添加)	2020 年 6 月 1 日から
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) (デカブロモジフェニルエーテル[DecaBDE]含む)	・ プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
	・ 2002 年 12 月以前から存在している金型を用いて製造される部品 (欧州向け以外の TV、ディスプレイの筐体に限定) ただし、2003 年 1 月以降の新規金型部品は採用禁止とする	2005 年 1 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加)	2020 年 6 月 1 日から
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	・ オイル入りトランス、コンデンサ、絶縁油、潤滑油、プラスチック難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
	・ 全て (材料中の 0.00005 重量% (0.5 ppm))	2022 年 6 月 1 日から
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	・ オイル入りトランス、コンデンサ、絶縁油、潤滑油、プラスチック難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類)	・ オイル入りトランス、コンデンサ、絶縁油、潤滑油、プラスチック難燃剤など、全ての用途	初版発行時から
短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10~13) (SCCP)	・ アクセサリーを含む製品の外筐 (キャビネット)、プリント配線板への用途	初版発行時から
	・ 上記以外の全ての用途	2006 年 2 月 1 日から
三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT) 化合物、トリフェニルスズ (TPT) 化合物を含む) 金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しない	・ 塗料、インキ、防腐剤、かび防止剤など全ての用途	初版発行時から
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) と個々の塩及び PFOA のエステル	・ 繊維、布材料、皮革材料へのコーティング剤 (コーティングされた材料に対し 1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ を超える含有)	2014 年 4 月 1 日から
	・ 上記、および下記のレベル 2 以外の全ての用途 (部品に対し 1000 ppm (0.1 wt%) を超える含有)	2014 年 4 月 1 日から
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩	・ 全て、ただし下記は除く (PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)) ・ 半導体製造に使用される機器 ・ ラテックス印刷インキ ・ プラズマナノコーティング	2020 年 1 月 1 日から
	・ 全て、ただし下記は除く (PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)) ・ フィルムに施される写真用コーティング ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス	2020 年 6 月 1 日から
	・ 全て、ただし下記は除く (PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb)) ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス	2021 年 6 月 1 日から
	・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ 半導体製造に使用される機器 ・ ラテックス印刷インキ ・ プラズマナノコーティング	2020 年 4 月 1 日から
	・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ フィルムに施される写真用コーティング ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス	2020 年 6 月 1 日から
	・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス	2021 年 6 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb))	2024 年 6 月 1 日から

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

物質/物質群	対象	納入禁止時期
PFOA 関連物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm, 1000 ppb)) ・ 半導体製造に使用される機器 ・ ラテックス印刷インキ ・ プラズマナノコーティング 	2020 年 1 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm, 1000 ppb)) ・ フィルムに施される写真用コーティング ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス 	2020 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm, 1000 ppb)) ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス 	2021 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ 半導体製造に使用される機器 ・ ラテックス印刷インキ ・ プラズマナノコーティング 	2020 年 4 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ フィルムに施される写真用コーティング ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス 	2020 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ 半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチングプロセス 	2021 年 6 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て (意図的添加または PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1ppm, 1000 ppb)) 	2024 年 6 月 1 日から
五酸化二ヒ素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶パネル (カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む) のガラスの消泡剤、清澄剤の用途 (部品に対し 1000 ppm (0.1 wt%) を超える含有) 	2014 年 7 月 1 日から
酸化ベリリウム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての用途 	2008 年 4 月 1 日から
三酸化二ヒ素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液晶パネル (カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む) のガラスの消泡剤、清澄剤の用途 (部品に対し 1000 ppm (0.1 wt%) を超える含有) 	2014 年 7 月 1 日から
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	下記に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化粧板 ・ 印画紙 ・ 成形したプラスチック製品 	2008 年 4 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ メガネのレンズ、フレーム 	2011 年 4 月 1 日から
ホルムアルデヒド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州向け製品に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品 (スピーカ、ラックなど) 	初版発行時から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州向け以外の製品に組み込んで使用される、繊維板 (ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品 (スピーカ、ラックなど) 	2005 年 1 月 1 日から
ジメチル=フマラート (DMF)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防カビ剤、乾燥剤など全ての用途 	2010 年 4 月 1 日から
二塩化コバルト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥剤 (シリカゲル等) に使用される湿度指示薬 	2009 年 4 月 1 日から
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿度インジケータ (注) 湿度インジケータとは、塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの	2011 年 4 月 1 日から

物質/物質群	対象	納入禁止時期
ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物	・ 非接触 IC カード (FeliCa) 用基材	当初から不使用
	・ パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤 (業務用は除く)	初版発行時から
	・ アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド	2002 年 7 月 1 日から
	・ 製品および製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装部品・材料 (袋、粘着テープ、カートン、ブリスタパックなど)	2005 年 1 月 1 日から
	・ 熱収縮チューブ	2005 年 4 月 1 日から
	・ フレキシブルフラットケーブル (FFC) ・ 木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネート ・ 絶縁板、化粧板、ラベル、シート、ラミネート	2007 年 4 月 1 日から
	・ 車載機器取付け用吸着盤	2010 年 4 月 1 日から
EU REACH 規則 CMR 物質 (Entry 72)	・ 通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品 (例: ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)	2020 年 4 月 1 日から
ハロゲン系難燃剤	・ 100 cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイのプラスチック筐体及びスタンド、またプラスチック筐体およびスタンドに付属するラベル、テープ等) ・ ゲーム機器の外部プラスチック筐体 (均質材料中でハロゲン元素が 0.1 重量%)	2021 年 6 月 1 日から
長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 (附属文書 D)	・ 表面コーティングを有する部品、および成形品をコーティングする為の材料 (意図的添加)	2020 年 9 月 25 日から
Decabromodiphenyl ether (DecaBDE)	・ 全て (意図的添加)	2021 年 2 月 25 日から
Phenol, Isopropylated Phosphate (PIP) (3:1)	・ 接着剤および接着剤を使用した成形品を除く全て (意図的添加)	2021 年 2 月 25 日から
	・ 「接着剤および封止材」、「潤滑油及びグリース」、それらを使用した成形品を除く全て (意図的添加)	2022 年 6 月 1 日から
	・ 「潤滑油及びグリース」、それらを使用した成形品を除く全て (意図的添加)	2023 年 6 月 1 日から
2, 4, 6-Tris (tert-butyl) phenol (TTBP)	・ 成形品を除く全て (意図的添加)	2021 年 2 月 25 日から
Pentachlorothiophenol (PCTP)	・ 全て (意図的添加)	2021 年 2 月 25 日から
Hexachlorobutadiene (HCBd)	・ 全て (意図的添加)	2021 年 2 月 25 日から
ペルフルオロヘキサ-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩	・ 全て (意図的添加)	2021 年 12 月 1 日から
	・ 全て (PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb))	2023 年 6 月 1 日から
PFHxS 関連化合物	・ 全て (意図的添加)	2021 年 12 月 1 日から
	・ 全て (PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1 ppm, 1000 ppb))	2023 年 6 月 1 日から
ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C14 とその塩	・ 全て (PFCAs とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25 ppb))	2022 年 6 月 1 日から
PFCAs C9-C14 関連物質	・ 全て (PFCAs 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.000026 重量% (260 ppb))	2022 年 6 月 1 日から

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

物質/物質群	対象	納入禁止時期
ヘキサクロロベンゼン (HCB)	・ 全て (意図的添加または成形品や混合物中の 0.001 重量% (10 ppm))	2022 年 6 月 1 日から
ペンタクロロフェノール (PCP) 、 その塩及びエステル類	・ 人造皮革を除く皮革製品 (均質材料中の 0.0005 重量% (5 ppm))	2022 年 6 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加または成形品や混合物中の 0.0005 重量% (5 ppm))	2024 年 6 月 1 日から
三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT) 化合物)	・ 皮革製品 (コーティング、プリント中の 0.0001 重量% (1 ppm))	2022 年 6 月 1 日から
TSCA のリスク評価が実施される First 10 Chemical Substances	・ 全て (意図的添加)	2022 年 1 月 1 日から
長鎖 (C9-C21) ペルフルオロカルボン酸 (PFCA) とその塩及び関連物質	・ 全て (意図的添加)	2022 年 10 月 1 日から
ヘキサブromシクロドデカン (HBCDD)	・ 全て (意図的添加もしくは部品中の 1000 ppm (0.1 wt%))	2014 年 1 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加もしくは成形品の 1000 ppm (0.1 wt%))	2017 年 4 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加または成形品の 0.01 重量% (100 ppm))	2018 年 4 月 1 日から
	・ 全て (意図的添加または成形品や混合物中の 0.0075 重量% (75 ppm))	2023 年 6 月 1 日から
ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	・ 繊維製品 (ここでの“繊維”は天然皮革、合成皮革も含む) (意図的添加もしくは材料中の全有機フッ素の 0.01 重量% (100 ppm))	2024 年 1 月 1 日から
1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18- ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタ デカ-7, 15-ジエン (“デクロラン プラス” TM)	・ 全て (意図的添加)	2024 年 1 月 1 日から
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	・ 全て、ただし下記は除く (意図的添加) ・ 偏光板中のトリアセチルセルロース (TAC) フィルム	2024 年 1 月 1 日から
1~7 個の芳香環を含む 鉍物油芳香族炭化水素 (MOAH)	・ 包装部品・材料 (インク中の 1 重量%)	2023 年 8 月 1 日から
	・ 包装部品・材料、印刷物 (インク中の 0.1 重量% (1000 ppm))	2024 年 4 月 1 日から
3~7 個の芳香環を含む 鉍物油芳香族炭化水素 (MOAH)	・ 包装部品・材料、印刷物 (インク中の 0.0001 重量% (1 ppm))	2024 年 4 月 1 日から
16~35 個の炭素原子を 含む鉍物油飽和炭化水素 (MOSH)	・ 包装部品・材料、印刷物 (インク中の 0.1 重量% (1000 ppm))	2024 年 4 月 1 日から

(ご注意)

ソニー技術標準 SS-00259 部品・材料における環境管理物質 管理規定の改定や修正に伴い、予告無しに内容を変更することがあります。

部品・材料における環境管理物質 管理規定
(SS-00259 第 22 版 一般公開版)

施行日 : 2024. 06. 01

発行 : ソニーグループ株式会社
ソニー技術標準事務局